志 摩 市 教 育 委 員 会 会 議 録

１．会議の種類　　第４回定例教育委員会

２．招集年月日　　平成３１年４月１５日（月）

３．開催年月日　　平成３１年４月２２日（月）

４．開催場所　　志摩市役所４階４０４会議室

５. 招集をした者　　濵口 茂之（教育長職務代理者）

６．委員数　　４名

７．出席委員　　濵口 茂之・森 かお子・山下 行重・森本 由加

８．欠席委員　　なし

９．会議に出席した職員　　教育委員会事務局教育部長　　　　　　　　　　 橋爪 正敏

　　　　　　　　　　　　　教育委員会事務局調整監兼学校教育課長　　　　 澤田 真仁

　　　　　　　　　　　　　教育委員会事務局教育総務課長　　　　　　　　 井上 辻明

　　　　　　　　　　　　　学校教育課副参事兼管理主事　　　　　　　　　 小林 和浩

　　　　　　　　　　　　　総合教育センター長　　　　　　　　　　　　　 田畑 拓夫

　　　　　　　　　　　　　教育委員会事務局生涯学習スポーツ課長　　　　 中島 治久

　　　　　　　　　　　　　国体推進室長　　　　　　　　　　　　　　　　 阿部 亨

１０．傍聴人　　０名

１１．事　　項

|  |  |
| --- | --- |
| 開　会日程第　１日程第　２日程第　３日程第　４日程第　５日程第　６日程第 ７日程第　８日程第　９日程第１０日程第１１日程第１２日程第１３日程第１４日程第１５日程第１６日程第１７日程第１８日程第１９日程第２０閉会 | 開会時間　９時００分会議録署名委員の指名　　２　番　　森　委員平成３１年第３回定例教育委員会会議録の承認について教育長報告議案第２８号　鳥羽志摩地区教科用図書採択協議会規約（案）について議案第２９号　志摩市部活動ガイドラインの改定について報告第１２号　食育アンケート結果について報告第１３号　社会教育指導員の委嘱について報告第１４号　学校医の委嘱について報告第１５号　学校眼科医の委嘱について報告第１６号　学校歯科医の委嘱について報告第１７号　学校薬剤師の委嘱について報告第１８号　志摩市学力向上検討委員会委員の委嘱について報告第１９号　国登録有形民俗文化財「志摩半島の生産用具及び関連資料」資料　　　　　　　整備事業指導委員会委員の委嘱について報告第２０号　志摩市スポーツ推進審議会委員の委嘱について報告第２１号　志摩市社会体育施設及び学校体育施設の夜間利用について報告第２２号　「一人一人が大切にされるための生活アンケート調査」結果につ　　　　　　　いて報告第２３号　志摩市奨学生選考委員会委員の委嘱について報告第２４号　学校運営協議会委員の委嘱について報告第２５号　志摩市立学校評議員の委嘱についてその他協議・報告案件について1. 各課からの報告
2. その他

閉会時間　１０時１５分 |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 職務代理者**日程第１**職務代理者委員**日程第２**職務代理者各委員職務代理者**日程第３**職務代理者各委員職務代理者**日程第４**職務代理者事務局職務代理者各委員職務代理者各委員職務代理者**日程第５**職務代理者事務局職務代理者委員職務代理者各委員職務代理者各委員職務代理者**日程第６**職務代理者事務局職務代理者委員職務代理者事務局職務代理者委員職務代理者事務局職務代理者委員職務代理者事務局職務代理者各委員職務代理者**日程第７**職務代理者事務局職務代理者各委員職務代理者**日程第８**職務代理者事務局職務代理者各委員職務代理者**日程第９**職務代理者事務局職務代理者各委員職務代理者**日程第１０**職務代理者事務局職務代理者各委員職務代理者**日程第１１**職務代理者事務局職務代理者各委員職務代理者**日程第１２**職務代理者事務局職務代理者各委員職務代理者**日程第１３**職務代理者事務局職務代理者各委員職務代理者**日程第１４**職務代理者事務局職務代理者各委員職務代理者**日程第１５**職務代理者事務局職務代理者各委員職務代理者**日程第１６**職務代理者事務局職務代理者委員職務代理者事務局職務代理者委員職務代理者事務局職務代理者委員職務代理者委員職務代理者事務局職務代理者委員職務代理者各委員職務代理者**日程第１７**職務代理者事務局職務代理者各委員職務代理者**日程第１８**職務代理者事務局職務代理者各委員職務代理者**日程第１９**職務代理者事務局職務代理者各委員職務代理者**日程第２０**職務代理者事務局事務局職務代理者委員事務局事務局事務局事務局職務代理者事務局職務代理者事務局事務局職務代理者委員職務代理者事務局委員職務代理者 | おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより、平成３１年第４回の定例教育委員会を開会します。事項書の日程に従いまして、進めさせていただきます。**議　事　の　大　要****会議録署名委員の指名**日程第１、会議録の署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、２番森委員を指名します。よろしくお願いします。はい。よろしくお願いいたします。**平成３１年第３回定例教育委員会会議録の承認について**日程第２、平成３１年第３回定例教育委員会会議録の承認について、　御異議ございませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。したがって、本会議録は承認されました。**教育長報告**日程第３　教育長報告については、事前にお手元に配付をさせていただいております、その教育長報告について、質疑を求めます。質疑はありませんか。（特になし）次へ進めます。**議案第２８号　鳥羽志摩地区教科用図書採択協議会規約（案）について**日程第４、議案第２８号鳥羽志摩地区教科用図書採択協議会規約（案）についてを議題といたします。２ページの議案第２８号、本案について事務局から説明をお願いします。総合教育センター田畑です。議案第２８号につきましては、４ページなんですけれども、鳥羽志摩地区教科用図書採択協議会規約（案）についてということで、御説明申し上げます。今年度は新学習指導要領に伴い、平成３２年度（令和２年度）より、小学校において使用する教科書の採択の年であり、また、中学校においては、昨年度行った特別の教科道徳の教科書を除きまして、４年に一度の教科書採択の年であります。そのために、５月２７日月曜日になるのですけれども、鳥羽志摩地区採択協議会の第１回の会議を開催する予定です。協議会におきます規約については、志摩市教科書採択に関する規定第２条で、志摩市教育委員会は管内の小学校及び中学校の教科書を採択するに当たり、鳥羽志摩採択地区内各市教育委員会との協議を適正かつ円滑に行うため、鳥羽志摩地区教科用図書採択協議会の規約を承認して、その構成に加わり、協議会の検討に基づいて教科書の採択を行うと定められていることから、事前に定例教育委員会に、議案として提出させていただいて、承認をいただくものであります。お手元に配らせていただいた資料、３ページからなんですけれども、その規約案になっております。鳥羽志摩地区の教科書採択協議会の規約案につきましては、県教育委員会のほうからも、これまでに指示されてきました規約例、それとか前例を参考にしながら作成しております。内容につきましては、平成２７年度より、具体的な項目を記載しておるのですけれども、今度も昨年同様、大きな変更点は特にございません。以上が、鳥羽志摩地区教科用図書採択協議会規約になりますので、御承認について、よろしくお願いしたいと思います。なお、第５条の２にありますように、市の教育委員会からも１名を協議委員としておりますので、教育委員さんの中から１名の選出をお願いしたいというふうに思っています。委員の委嘱につきましては、次回の定例教育委員委員会で報告させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。以上です。説明がありましたが、質疑はございませんか。（特になし）質疑はないようですので、採決に移ります。議案第２８号について承認される方は挙手をお願いします。（挙手全員）挙手全員で、議案第２８号は承認されました。**議案第２９号　志摩市部活動ガイドラインの改定について**次に日程第５、議案第２９号志摩市部活動ガイドラインの改定についてを議題といたします。６ページの議案第２９号です。本案について、事務局から説明を求めます。学校教育課、小林です。初めに、本ガイドラインの策定に至るまでの経過について簡単に御説明させていただきます。中学校における部活動については、過度な活動が生徒や保護者の負担になることが多く、それから教員の時間外労働時間がふえ、生徒と向き合う時間が確保できない、そういうような状況があることから、平成３０年３月に国及び三重県は、部活動に関するガイドラインを策定して公表をしました。それを受けて、志摩市でも昨年４月に国及び県のガイドラインを参酌し、志摩市部活動ガイドラインを策定しました。このたび、改定をお願いしたいのは、週休日及び休日の活動時間についてです。現在の志摩市のガイドラインでは、週休日及び休日の活動時間を、３から４時間程度というふうに定めております。当初、県は週休日及び休日の活動時間を４時間以内にというふうに定めておりました。ですので、多くの市、町は休みの日の活動時間を上限４時間というふうに定めておったわけです。しかし、国のガイドラインでは、３時間程度となっているために、国のガイドラインにのっとった活動時間にするようにということで、国から県に通知があり、県は平成３１年３月末に、休日の活動時間を３時間程度というふうに改訂しました。そして、県は各市町に対して、各市町のガイドラインが、県のガイドラインに沿ったものとなるようにということで、見直しを求めてまいりました。そこで、週休日及び休日の活動時間の改定についてお願いします。資料の９ページの３番の（２）休養日・活動時間の設定のところです。現在、志摩市の部活動ガイドラインでは、３から４時間程度と定めている週休日及び休日の活動時間を国や県のガイドラインに即して、３時間程度、この二重線のところです、３時間程度というふうに改訂したいと思います。３時間程度とする、根拠についてですけれども、国はスポーツ医・科学の観点から、中学生のスポーツ活動時間について、週あたり１２時間未満とすることが望ましいというふうに示しております。平日は、２時間程度の活動を、週４日で８時間、その他、体育等の時間を１時間とカウントして、平日の活動時間が計９時間、よって、休日は週１回３時間程度の活動を行うということで、週の活動時間が１２時間ということになります。過度の活動で子どもたちの健康が損なわれたり、事故が起こったりしないよう、志摩市のガイドラインにおいても、週休日及び休日の活動時間を、現在の３から４時間という規定から３時間程度と改定し、合理的かつ効率的・効果的な活動を行うよう、各校に周知していきたいと考えております。以上よろしくお願いします。説明がありましたが、質疑はございませんか。国、県に合わせてというようなことで、よろしくお願いしたいと思います。それから、保護者との連携というような部分で、先ほど説明をされた内容について、十分に保護者の方とかに理解を求めていくというような部分について、よろしくお願いいたします。以上です。そのほか、質疑はどうですか。（特になし）質疑はないようですので、採決に移ります。議案第２９号について、承認される方は挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員です。よって、議案第２９号は承認されました。**報告第１２号　食育アンケート結果について**日程第６、報告第１２号食育アンケート結果についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。教育総務課、井上です。それでは、資料１３ページから３５ページにわたって、アンケート結果をごらんいただきたいと思います。志摩市の学校給食センターにつきましては、平成２５年度に供用を開始されまして、５年目を経過した昨年度、児童生徒の学校給食への思いや食生活の実態を把握し、今後の献立作成や食に関する指導等に活用することを目的として、アンケートを実施しました。対象者につきましては、市内小学校５年生の児童３４５名と市内中学校２年生の生徒３８９名、合わせて７３４名に対して実施をしました。期間につきましては、昨年の１１月１３日から１２月２０日までの３８日間でございます。回収率につきましては小学校が９９％、中学校が９４％でございました。アンケートの結果と課題としましては、見えてきたものということで、まず、「給食は好きですか」との問いに対し、「好き」と答えた割合は小学生が６３％、中学生が５０％ということで、小中で差が出ました。「好き」の理由としては小中学生ともに「おいしかったから」が一番多いものの、「好きではない」の理由については小学生が「苦手なものが出るから」、中学生につきましては「おいしくないから」ということで、答えが異なっております。これは、年齢とともに食に関する経験を積み重ねることにより、その嗜好について、中学生のほうが、多様化が進むためと考えられます。また、センター方式により、小学1年生から中学3年生までの幅広い児童生徒に同じメニューを提供するため、小学生向けの味づけにすると中学生にはおいしくないと感じたり、またはその逆など、運用面での課題が考えられますが、味づけや調理方法などを工夫して対応していきたいとしています。次に、「給食を残すことがあるのか」との問いに対しまして、「残さず食べる」と答えた割合は、小中学生ともに半数以下となっております。残す理由については、小中学生ともに「苦手なものが出るから」が一番多く、「おいしくないから」を大きく上回っていることから、味づけ以上に、苦手な食材に対する意識等に起因するところが大きいと考えられます。小学生では「量が多いから」と答えた割合が2番目に多いですが、年齢に応じた必要な摂取量を配食しているため、自分に必要な量を摂取することの大切さについて指導することや、配膳時に個々の体格や状態に応じて盛りつける工夫をするなど、学校と協力して改善に努めていきたいと考えております。それから、「食べる時間が短いから」との回答も多いため、配膳作業等の見直しや工夫により食事の時間を確保することや食器等の回収時間を調整するなど、学校と連携して改善することも必要であると考えます。朝食の摂取状況につきましては、小中学校で同様の結果となり、80％を超える児童生徒が「毎日食べる」と回答していますが、第２次志摩市食育推進計画では令和２年度の目標値を１００％と設定しております。「ほとんど食べない」、児童生徒の理由については、「おなかがすいていないから」と「時間がないから」が多くなっていることから、朝食を摂取することの大切さや早寝・早起きなどの生活リズムの重要性についての指導をさらに進める必要があると考えます。また、朝食は家庭での摂取となるため、健康推進担当課等と連携し、児童生徒だけではなく、家庭への啓発も同時に行うことが重要となります。それから、全国的に「食の魚離れ」が問題となっております、志摩市においても魚を使用したメニューの残食が多い傾向にあることから、魚食に関する質問を幾つか設定し実施いたしました。給食の「苦手なメニュー」として「魚」と回答した児童生徒が、小学生では２番目に、中学生では１番に挙げられております。給食で困っていることについての回答の中に「魚の骨をとってほしい」との記述が多くあることや、「魚料理は苦手」の理由として「皮や骨があって食べにくいから」が「おいしくないから」を大幅に上回っていることから、子どもたちは魚そのものの味が苦手というわけではなく、「刺身・すし」などそのまま食べることができる魚は好きであり、皮や骨をとる手間を苦手としていると考えられます。給食において、骨抜き加工された魚を使用したり、皮や骨ごと食べられるように調理するなど、子どもたちが食べやすいよう工夫するのと同時に、将来の魚食につなげるためにも、魚の栄養や特徴、食べ方などについて学習する機会を設けることが必要であると考えます。それから、給食のメニューで、好きなもののトップ３に、小中学生とも、カレーと唐揚げが入っており、苦手なもののトップ３には、小中学生ともに、ししゃもと魚が入っています。「好き嫌いのある食事をどう思いますか」との問いに対し、「好きなものだけを食べたらよい」「どうも思わない」と合わせますと、小中学生ともに３５％を超える結果となりました。これらの結果についても、給食における残食と関係があると考えられることから、好き嫌いなくバランスよく食べることの大切さについて、児童生徒に繰り返し指導する必要があると考えます。それから、自由記述において要望があがっておりますが、今回のアンケートの結果を今後の献立作成等に活用することにより、よりよい学校給食を提供するとともに、子どもたちが生涯にわたって健康で生き生きとした生活が送れるよう、食に関する指導を充実・推進していきたいと考えます。以上、報告とさせていただきます。説明がありましたが、質疑はございませんか。委員毎日、限られた予算の中で、栄養を考えてつくっていただいていることに感謝をしている保護者の方は、たくさんいらっしゃると思います。このようなアンケートを採っていただいたことで、たくさんの子どもたちの思いがわかったわけなんですけれども、気になるところは、給食の時間の長さというか、短いというふうに感じている子どもが多いことです。給食の時間は、給食センターの回収時間との関係もあるかとは思うのですけれども、もう少し時間を延ばすことによって、残食率とかそういうものもなくなるのではないかというふうに思います。もし、学校とのお話し合いができるのであれば、そういう点もお話していただいて、あと、魚の嫌いなお子さんというか、骨を取ったりすることが、苦手とされるお子様がいらっしゃるということで、骨抜きの魚を使えば、簡単なことなのかもしれないのですけれども、その骨を取っていくというようなことも、大事な勉強だと思ので、そういういった部分の食育というところで、教えていっていただければと思います。家庭でも、本当は指導をしないといけないことなんですけれども、学校のほうでも御協力いただければと思います。よろしくお願いします。事務局。アンケート結果にありますように、委員がおっしゃるように、食べる時間が短いからというような回答も多くございます。以前、鵜方小学校と磯部小学校の校長先生に、給食の関係で聞いたところ、配膳に関する工夫・対応は、担任の先生任せであるが、学校として統一はしていないと。給食の時間につきましては、準備、食べる時間、片づけを含めて、鵜方小学校で４５分間ということで、校長先生としては、短いとは思わないということで、このときは言われております。磯部小学校につきましては、給食の時間が片づけは入っていませんので、トータルすると鵜方小学校と比較にはならないのですが、準備と食べる時間で３０分間、磯部小学校の校長先生においても短いとは思わないということを、聞かせていただいていますが、委員がおっしゃるように、ゆったりと、おいしく給食を食べることも食育につながるということで考えております。今年度につきましては、残食の関係で６月、７月ぐらいをめどに、各学校に給食の状況、聞き取り調査というのを考えております。その際に、残す食べ物はどんなものかというようなことも聞くのですが、その際に、給食の実際の時間等々、あと配食の片づけ、準備等々の時間等も聞き取りを行う予定です。もし、それで改善できるようなことがあれば、２学期以降、残食が多い学校について、残食が少ない学校の取り組みとかありましたら、紹介して取り組んでもらうようなことで、給食センターと考えております。少しでも残食をなくすということ、食育につながるということを考えていきたいと思います。それから、魚につきましては、私も委員同様、骨も含めて魚ということで、単に魚の骨が取るのが面倒だからというような理由ですと、せっかくの魚を食べないような、もったいないことになりますので、委員おっしゃるように、魚の骨の取り方とかということも含めまして、学校の協力を得て指導していただけるものなら、指導をしていただくというふうな方向で考えております。以上です。委員。可能であれば、学校の担任の先生方の御意見も聞いていただくとありがたいなと思います。直接、子どもに関わっているのは、担任の先生方なので、先生方の御意見も、参考にしていただければと思います。お願いします。事務局、そういうことで、今後の対応をよろしくお願いします。はい。委員。食育に関してのことなんですけれども、これまでどおり、ふるさと給食で、生産者の方のお話を聞くとか、干物づくりを体験するということも、食育につながっていくのではないかと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。事務局。ふるさと給食、あと、生産者の交流会につきましては、昨年度、交流会は年５回だったのですが、ことしは１回増やしまして、年６回にする予定ですので、よろしくお願いしたいと思います。他に質疑はありませんか。（特になし）他に質疑がないようですので、報告第１２号は承認されました。**報告第１３号　社会教育指導員の任命について**続きまして、日程第７、報告第１３号社会教育指導員の任命についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。学校教育課澤田です。資料は、３６ページ、３７ページになります。社会教育指導員について、市の規則であります、志摩市社会教育指導員設置等に関する規則におきまして、社会教育の振興を図るため、志摩市教育委員会に、社会教育指導員を置くと定められております。それがありまして、柴原岩生さんを昨年度に引き続き、委嘱するというものになっております。委嘱の期間は、規則で１年と定められておりますので、平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの１年間となっております。説明としては、以上でございます。以上、説明がありましたが、質疑はございませんか。（特になし）質疑はないようですので、報告第１３号は承認されました。**報告第１４号　学校医の委嘱について**報告第１４号　学校医の委嘱についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。学校教育課、澤田です。資料は３８ページからになります。学校保健安全法第２３条第１項で、学校には学校医を置くものとすると定められておりまして、さらに、第３条で学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ歯科医師、また薬剤師のうちから任命し、また委嘱すると定められております。歯科医、薬剤師につきましては、また、この後の日程で御報告をさせていただくことになっております。このことによりまして、学校医につきまして、３９ページのとおり、委嘱をさせていただきましたので、ここでの報告をさせていただきます。委嘱期間につきましては、平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの１年間となっております。以上です。以上、説明がありましたが、質疑はございませんか。（特になし）質疑はないようですので、報告第１４号は承認されました。**報告第１５号学校眼科医の委嘱について**日程第９、報告第１５号、学校眼科医の委嘱についてを議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。学校教育課澤田です。根拠法につきましては、先ほど学校医のところで申し上げたものと同様となっておりますので、説明は省略いたします。眼科医の名簿につきましては、４３ページに載っておりまして、この４人の眼科医に委嘱をさせていただきました。委嘱期間につきましても、学校医と同じく平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの１年間です。以上です。以上、説明がありましたが、質疑はございませんか。（特になし）質疑はないようですので、報告第１５号は承認されました。**報告第１６号　学校歯科医の委嘱について**日程第１０、報告第１６号、学校歯科医の委嘱についてを議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。学校教育課澤田です。学校歯科医につきましても、先ほどと同様に、同じ根拠に基づいて委嘱をさせていただきました。名簿につきましては、４５ページに記載させていただいております。委嘱期間につきましても、学校医、学校眼科医と同様で平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの１年間とさせていただいております。以上です。以上、説明がありましたが、質疑はございませんか。（特になし）質疑はないようですので、報告第１６号は承認されました。**報告第１７号　学校薬剤師の委嘱について**日程第１１、報告第１７号、学校薬剤師の委嘱についてを議題とします。本案について、事務局からの説明をお願いします。学校教育課、澤田です。引き続きまして、どうぞよろしくお願いします。この学校薬剤師につきましては、これまでと同様の根拠、それから委嘱期間となっておりまして、名簿につきましては４７ページに記載をさしていただきました。これまで御報告をさせていただきました、学校医、学校眼科医、学校歯科医、それから、今回の学校薬剤師につきまして、取りまとめて一覧にしたものが、４０ページ、４１ページに資料として添えさせていただいております。以上です。以上、説明がありましたが、質疑はございませんか。（特になし）質疑はないようですので、報告第１７号は承認されました。**報告第１８号　志摩市学力向上検討委員会委員の委嘱について**日程第１２、報告第１８号、志摩市学力向上検討委員会委員の委嘱についてを議題とします。本案について、事務局からの説明をお願いします。総合教育センター田畑です。報告第１８号、志摩市学力向上検討委員会委員の委嘱につきましてですが、志摩市学力向上検討委員会設置要綱第１条第１項で、本市の児童生徒の学力及び学習状況を把握・分析し、本市の学力向上のための対策を検討することを目的として、志摩市学力向上検討委員会を置くと定められており、同要綱第３条第１項では、委員会は、次に掲げるものをもって組織すると定められております。４９ページをごらんください。選出区分の欄にそれぞれ役職等が記載されていますが、同項の第２号委員は、昨年度に小中学校で１人というふうになったことから、大王小学校校長の前田校長先生を、それから第３号委員につきましては、小中学校教頭１人で東海小学校の八橋教頭を、それから第４号委員につきましては、各小中学校研修担当者で浜島小学校の中村先生からずっと以下、磯部中学校の堤先生まで１３人、それから第５号委員につきましては、学識経験者１人で県教育委員会の学力向上アドバイザーで県の学力向上事業において実践推進校となっています志摩小学校、それから神明小学校を中心に指導に当たっていただいております鏡さん、以上１６名の方を委嘱するものです。なお、第１号委員につきましては、教育長と掲げられているのですが、現在、教育長は不在ということになっておりますので、決定次第、改めて委嘱をするものとさしていただきたいと思います。任期につきましては、同要綱第６条第１項で、委員の任期は１年とすると定められていることから、平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日の１年間とさせていただきます。以上です。以上、説明がありましたが、質疑はございませんか。（特になし）質疑はないようですので、報告第１８号は承認されました。**報告第１９号　「志摩半島の生産用具及び関連資料」資料整備事業指導委員会委員の委嘱について**日程第１３、報告第１９号、国登録有形民俗文化財「志摩半島の生産用具及び関連資料」資料整備事業指導委員会委員の委嘱についてを議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。生涯学習スポーツ課の中島です。資料につきましては、５０ページ、５１ページとなります。こちらのほうについて、御説明をさせていただきます。資料の５１ページをごらんください。１番から３番まで小島孝夫さん、野村史隆さん、西城利夫さんにおきましては、平成３０年４月１日からということで、この３名におきましては、もう既に、委員として御協力をいただいておったわけですが、平成３１年３月１４日の第３回国登録有形民俗文化財「志摩半島の生産用具及び関連資料」資料整備事業指導委員会の中におきまして、﨑川由美子さんの追加の依頼がありまして、こちらが可決になったというふうなことでの報告です。こちらにつきましては、国登録有形民俗文化財「志摩半島の生産用具及び関連資料」資料整備事業指導委員会設置要綱第３条の中に、委員会は委員５名以内で組織するというところから認められたものであり、そちらの報告となります。以上です。以上、説明がありましたが、質疑はございませんか。（特になし）質疑はないようですので、報告第１９号は承認されました。**報告第２０号　志摩市スポーツ推進審議会委員の委嘱について**日程第１４、報告第２０号　志摩市スポーツ推進審議会委員の委嘱についてを議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。生涯学習スポーツ課の中島です。こちらにつきまして、資料は５２ページ、５３ページとなっております。こちらにつきまして、５３ページの１２名の方にスポーツ推進審議会の委員を委嘱というふうなことでございます。こちらにつきましては、前回の委嘱の期間が２年間というようなことでしたので、平成２９年、平成３０年の２カ年お願いしまして、今年度、更新の時期を迎えたというふうなところにおきまして、スポーツ推進審議会のほうで出していただいた１２名となっております。こちらにつきまして、変更になりました点だけ御説明をさせていただきます。下から５人目、山口泰弘さん、こちらの阿児町甲賀、東海中学校となっておりますが、こちらは、前回、大王中学校の石野國昭先生が行っておられたのですが、今回の異動等を含めまして、今回から、平成３１年４月１日から令和３年３月３１日まで、山口泰弘校長先生にお願いすることとなっております。続きまして、下から４つ目、山﨑浩輝さん、こちらにつきましては、前回、浜島地区の柳生正仁さんをお願いしておりましたが、お仕事の関係上、続けることができないということもございまして、こちらにつきましては、浜島の総合スポーツクラブの事務局長として、今、お仕事をされています、山﨑浩輝さんにかわりましたというふうな御報告でございます。以上の１２名、こちらにつきましては志摩市スポーツ推進審議会に関する条例の第３条、委員１２名をもって組織するというふうなところから、この１２名に委嘱をすることの御報告でございます。以上です。以上、説明がありましたが、質疑はございませんか。（特になし）質疑はないようですので、報告第２０号は承認されました。**報告第２１号　志摩市社会体育施設及び学校体育施設の夜間利用について**日程第１５号、報告第２１号、志摩市社会体育施設及び学校体育施設の夜間利用についてを議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。生涯学習スポーツ課の中島です。日程第１５、報告第２１号、志摩市社会体育施設及び学校体育施設の夜間利用についてのレジュメのとおり報告をいたします。こちらにつきましては、平成３０年１１月２６日に行われました、スポーツ推進審議会の会議の中で、更新されました事業の内容について報告というふうなことになっております。こちらの報告内容でございますが、「社会体育施設及び学校体育施設の夜間利用について」及び「学校体育施設の開放に関する条例の運動場の定義について」の審議でございました。内容としましては、閉校になりました東海中学校第２グラウンドと、それと国府社会体育広場というふうなところの施設におきまして、施設の運用の仕方、夜間利用についてというふうなところの件と、それと学校体育施設の開放というふうなことで、こちらにつきましては、詳しくは東海中学校の下のテニスコートの部分でございますが、そちらのほうについて住民さんのほうから解放の依頼がございまして、こちらを開放すべきかどうなのかというところについて検討をしていただきました。こちらにつきましての答申となります。こちらのほうを読み上げさせていただきます。資料は５６ページとなっております。こちらの真ん中当たりの１番を読みます。東海中学校第２グラウンド及び国府社会体育広場の夜間利用については、現状を説明した上で、利用団体の意見を聞き、検討していただきたい。２番の賢島スポーツガーデンの夜間利用希望がないのであれば、市内施設内の危険箇所を優先して修理することに努めていただきたい。３番が学校敷地内にあるので、グラウンドであると考えますというようなことでございます。こちらの１番、２番については、夜間使用というようなところで、使用者の中で利用度も含めまして検討を進めていくというふうなところを、生涯学習スポーツ課でも取り組みたいというふうに考えております。２番目の賢島スポーツガーデンの夜間利用希望がないのであれば、市内施設の危険箇所を優先して修理することに努めていただきたいというふうなことについては、賢島スポーツガーデンのナイターで利用できる面数は、現在１面というところがありまして、照明器具等の修理等を必要な現状ではあるのですけれども、利用者が今のところは、少ないと。それは、利用者が少ないか、施設が使えない状況であるのかというふうなところを、指定管理をしていただいています、現場のほうと今後協議を進めながら、方向性を出したいというふうに考えております。３番目の学校敷地内にあるので、グラウンドであると考えますというふうな部分につきましては、東海中学校の下のテニスコートなんですけれども、先ほどの部活動のガイドラインとかそういうふうなところも含めまして、熱心な親御さん等が、テニスを自分の息子、娘に教えたいというふうなところでの要望があったわけなんですけれども、こちらにつきましては、学校とは別ですと、学校のクラブ活動とは全く別ではあるというふうなことなんですけれども、学校長さんの承諾を得た上で、利用するのであればというふうなことで、学校の敷地内であるので、グラウンドとして考えますというふうなことの回答をいただいたというふうなことでございます。報告は、以上となります。以上、説明がありましたが、質疑はございませんか。（特になし）質疑はないようですので、報告第２１号は承認されました。**報告第２２号　「一人一人が大切にされるための生活アンケート調査」結果について**日程第１６、報告第２２号「一人一人が大切にされるための生活アンケート調査」結果についてを議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。学校教育課、小林です。報告第２２号「一人一人が大切にされるための生活アンケート調査」結果について報告をいたします。平成３１年２月１９日から３月９日の期間に実施しました、平成３０年度の第４回目のアンケート調査になります。今回の調査における、いじめの認知件数としましては、５８ページから６０ページまでの資料をごらんください。小学校が６件、中学校は２件、合計８件でした。なお、児童生徒の生命、または身体の安全が脅かされるような重大な事態に至るおそれがあると考える事案はありません。いじめの様態については、「悪口や嫌なことを言われる」「軽く叩かれたり蹴られたりする」というものが挙げられております。具体的ないじめの概要については、「悪口を言われた」、「変なあだなで呼ばれた」、「嫌なことを言われた」、「ふざけているときに叩かれた」、「遊んでいるときにプロレスの技をかけられた」などの報告がありました。今回、認知された事案については、各学校において、生徒の思いを丁寧に聞き取るなど、適切に対応をしておりますが、継続的に観察支援を行うようにお願いをしました。なお、今回の調査結果を受けて、以下の取り組みを継続していく必要があると考えております。まず、今後も実態把握のための調査を実施し、いじめ等の早期発見、早期解決のための取り組みを継続していく。次回のアンケートにつきましては、５月末から６月の初めに予定をしております。それから、学校及び関係機関と円滑な連携や情報共有を行っていく、それから、学校が子どものわずかな変化やサインを見逃さない、見落とさないため、また、教育相談体制の構築のために、各学校の実情に応じた指導助言に努める。そして最後にもう一点ですけれども、これまでに報告のあった解決していない事案については、引き続き取り組みの状況を把握していく。以上を継続していく必要があると考えております。なお、平成３０年度のいじめの認知件数を報告いただいた件数ですけれども、小学校が合計で３０件、中学校は１５件になります。そのうち、このようなアンケートによって認知されたケースとしては、小学校が２２件、中学校が９件でございます。以上です。以上、説明がありましたが、質疑はございませんか。委員。今年に入ってから、千葉県で小学生の女の子の虐待とか、あと、３月に愛知県のほうで小学校の女の子２人での飛び降りとかという悲しい事件がありました。アンケートを採っていくに当たって、お聞きしたいことがあります。学校の中ではなくて、家庭でのことや学校の外でのこと、あと、塾とか習い事の中で悩んでいることや相談したいことがあったら、何でも書いていいですよというような記述できるようなそんな箇所があるのでしょうか。それから、ここに書いていることは、誰にも言いませんよというのは、多分、書いてくださってるとは思うのですが、このアンケートで聞かせてもらったことは、あなたがいいと言わない限りはというような文言が入っているほうが、いいかなと思うので、そういったことも記入していただけると思います。あと、名前の記名の有無というのは、本人に任せているのでしょうか。もし、名前の記入が嫌だという場合は、出席番号でもというふうにしていただくことはできるのでしょうか。あと、保護者のアンケートは、採っているのかどうか、子どもの生活状況を、保護者の方がふだんの生活の中で、見ていて気になるところのアンケートは採っていただいているのでしょうか。採っていただいてないのであれば、そういったこともしていただければと思いましたので、質問させていただきます。事務局。まず、文言ですけれども、一応質問の第一番目の項目の中に、クラスの中に、学級の中でというようなことで、いじめを想定した質問をするアンケートとなっておりますので、そのあたりについては、委員がおっしゃったように、必ずしもいじめであったり、子どもが被害を受けるケースというのが、学級の中だけにはとどまっていないという現状がもう既にありますので、そのあたりを次回のアンケート等から、それも踏まえた文言にしたり、または、アンケートを実施するに当たり、先生のほうから、その旨もしっかり子どもたちに伝えて、アンケートに答えていくというようなやり方で実施していきたいというふうに思います。それから、保護者についての、これは、自分の子どもに対してのというアンケート。委員そうですね。お家の中で接している中で、子どもを見ていて感じたことで、何か先生方に相談をしたいこととか、何かないですかというような形のアンケートとか、そういったのは、採ったりされているのかどうかというのを、子どもたち自身の中からわかってくることと、あと、親の目から見てて、これは、いつも、違うなと感じて、先生に相談をしたいこともあるかとは思いますので、保護者の方からも、聞き取りを年に何回かしていただければ、いいのではないかと思いましたので、意見を言わさせていただきます。事務局。現在、保護者を対象にした、こういった、年間３回、４回行うような、定期的なアンケートというのは、実施は多分していないと思うのですけれども。基本的には、各担任の先生であったり、部活の顧問であったりとか、日常的に子どもの状況を、相談できるような、低学年であれば、気づいたことを書いていただくことで、連絡帳等を活用しながら、または、お迎えで学校に来ていただいたときに、何か気になることは、ありませんかというふうな投げかけを学校のほうからしてもらったりとか、そういうふうなことは、なるべく学校だけでは見えない、家での様子を把握するための方策については、各学校、各先生で工夫していただいているとは思うのですけれども。今、委員がおっしゃったような、なかなか保護者の中では、言い出しにくい方も、保護者からの発信してくれる方もおられる可能性もありますので、そういったアンケートも、一つの方法であるというふうに検討はしていきたいというふうには思います。また、ことしから、総合教育センターもできましたので、そちらのほうの教育相談でも、何か活用できるのではないかなというふうに考えております。あと、もう一つ大事なことは、今もちょっと言いましたけれども、アンケートでわかってくることも、当然ありますけれども。アンケートだけでは、なかなか把握ができていないこともございますので、さっきも、ちょっと言わしてもらったのですけれども、子どものサインであるとか、それから、保護者の何か訴えであるとか、そういったことにしっかりと気づけるような、教師の力量もそうですし、学校の体制も含めてつくっていけるように、また、学校と連携をしたいというふうに思っております。委員お忙しいとは思いますが、よろしくお願いします。ほかに質疑はありませんか。委員。先ほど、おっしゃっていただいたように、学校のほうは、いじめのほうの対応だけではなくて、自尊感情の育成とか、あるいは仲間づくり等々、いじめを生み出さない、あるいはいじめを出さない環境づくりにも、一生懸命にやっていただいていることは承知しているのですけれども。この４月末から１０連休が始まるというようなことで、年度当初で、なかなか、仲間づくり等々の、仲間意識というようなところも、心配な部分もありますので、その辺の部分の中で、事前の予防というような形も含めて、生活指導等々の部分の事前指導のほう、またよろしくお願いいたします。事務局。長期休暇の前には、各学校で、指導もしていただいているのですけれども、ことしのように、非常に大型の連休というのは、初めてのケースですので、また、しっかりと指導を、事前の学習等を徹底していただくようにしていきたいと思います。ほかに質疑はありませんか。委員。これからのことで、今回もなんですけれども。本当に常に先生方は、児童生徒の思いを丁寧に聞き取って、対応をしていただいております。それで、学校及び関係機関と円滑な連携や情報共有を行っていくという文言があります。いろんなことがあるとき、学校間での、先生同士の情報共有というのが、本当に根本になるかと思います。先生１人が背負ってしまわないような、体制で行っていただきたいと思います。これまでもしていただいていますが、引き続きよろしくお願いします。以上、３人の委員から、いろいろと意見をいただきました。いただいた意見については、なるべく早く、取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。他に、質疑はありませんか。（特になし）他に質疑はないようですので、報告第２２号は承認されました。**報告第２３号志摩市奨学生選考委員会委員の委嘱について**日程第１７、報告第２３号　志摩市奨学生選考委員会委員の委嘱についてを議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。教育総務課、井上です。よろしくお願いします。資料６２ページをごらんください。志摩市奨学生条例及び施行規則によりまして、学校教育法の規定による、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、及び高等学校に在学し学資負担が困難なこと、行いが善良であること、その属する世帯に市税の滞納がないことなどを条件としまして、高校等につきましては月額２万円、大学等につきましては月額３万円を貸与するという奨学金になりますが、奨学生の選考につきましては、志摩市奨学生選考委員会で審査を行うとされておりまして、７名の委員さんを委嘱させていただいております。資料６２ページにありますように、７名のうち４名が昨年度に引き続き、再任ということで、市の民生委員、児童委員から選出ということで、米奥久美子さん、それから本教育委員会の委員であります森本委員さん、それから昨年度は市内中学校の校長会副会長ということで、志摩中学校校長でしたが、今年度から磯部中学校に変わりました下村先生、それから、志摩市福祉事務所の生活支援課の職員から選出ということで山本京子さん、この４名が再任でございます。それから、３名の新規委嘱された方につきましては、市内の中学校長校長部の副部会長であります、文岡中学校の寺本校長、それから、教育委員会が特に必要と認めたものということで、市内の県立高校から、水産高校の校長であります水谷校長先生、それから、最後の志摩高の教頭であります山川教頭先生、以上の７名につきまして、委嘱をさせていただきまして、任期につきましては、平成３１年４月１日から２年間となっております。以上です。以上、説明がありましたが質疑はございませんか。（特になし）質疑はないようですので、報告第２３号は承認されました。**報告第２４号　学校運営協議会委員の委嘱について**日程第１８、報告第２４号　学校運営協議会委員の委嘱についてを議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。学校教育課、澤田です。資料としましては、６３ページに始まりまして、名簿は６４ページとなっております。この学校運営協議会につきましては、根拠としましては、志摩市立学校における学校運営協議会の設置・運営に関する規則より定められておりまして、志摩市の場合は、鵜方小学校がその指定を受けているという形になっております。委員につきましては、１５人以内でということになっております。今回、この名簿に載っておりますのが１５人ちょうどという形です。委員の区分が４種類ございまして、保護者、それから地域住民、識見を有するもの、それから教育委員会が必要と認めるものという区分になっておりまして、この６４ページの名簿でいきますと、井上、岩城さん、このお二人が保護者の代表となっております。役職につきましては、この備考欄に記載させていただきました。ＰＴＡ会長さん、それから副会長さんとなっております。それから、松林さんから東さんまでの１１人が地域住民ということになっております。この中で平成３０年度から変更がありましたのは、真ん中へんにあります、橋本さん、以前は鵜方幼稚園長中森先生でしたが、今回、橋本さんになっております。それから、東さん、以前、稲田幸弘さん、元鵜方小学校校長先生から変わっております。それから、識見者につきましては、栩原元鵜方小学校校長、それから、教育委員会が認める者として、北村義子さんが挙がっております。任期につきましては、これも先ほどの規則で委員の任期は１年とすると定められておりますので、平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの１年間となっております。以上です。以上、説明がありましたが、質疑はございませんか。（特になし）質疑はないようですので、報告第２４号は承認されました。**報告第２５号　志摩市立学校評議員の委嘱について**日程第１９、報告第２５号志摩市立学校評議員の委嘱についてを議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。学校教育課、澤田です。資料は６５ページから始まりまして、名簿は６６ページからとなっております。学校評議員につきましては、規則により、１校あたり５人以内との規定がありまして、それぞれの学校から３人から５人、御推薦をいただきまして、合計５６人となっております。この５６人という人数は、平成３０年度と変更はございません。それから任期については、学校評議員の任期は規則のとおり、平成３１年４月１日から翌年３月３１日までの１年とすると規定されておりますので、この期間が任期となっております。それから、鵜方小学校がこの名簿の中には入ってございませんが、鵜方小学校につきましては、先ほどの学校運営協議会の指定を受けておりますので、この中には入っていない形となっております。以上、説明がありましたが、質疑はございませんか。（特になし）質疑はないようですので、報告第２５号は承認されました。**その他協議・報告案件について****①各課からの報告****②その他**日程第２０、その他協議・報告案件について、各課からの報告を順番にお願いします。それでは教育総務課の行事予定について、資料の６９ページをごらんください。まず、５月１４日、来月１４日火曜日、午後５時半から、海外留学の奨学生選考委員会ということで、一般の奨学生を対象にした面接の審査を６階の会議室で行う予定です。それから、２段目が５月初旬に調整中となっておりますが、先日、期日が決まりまして、５月１３日月曜日９時から、奨学金奨学生の選考委員会のほうを４階の会議室のほうで開く予定でございます。それから、５月２０日ですが、月曜日９時から第５回の定例教育委員会をここの４０５会議室で行う予定となっています。以上です。学校教育課です。資料は７０ページになっています。志摩市中学校海外派遣の関係で募集、選考の動きをとっているということでございます。この募集に当たりましては、一旦、期限を定めはしたのですが、一部の学校で周知が不十分と考えられた件があったことから、それにつきましては、期間を延ばして、子どもたちに不利にならないように形で受付をさせていただいて、選考のほうを進めてまいりたいと考えております。それから、５月７日朝９時から、今年度第１回の小中校長会を予定しております。５月１１日から１２日にかけまして、鳥羽志摩中学校春季総合体育大会を予定しております。５月１４日には、ふれあい人権フォーラムの第１回の実行員会を予定しております。以上です。委員。１点よろしいですか。募集のほうを伸ばしてということを、先ほどお聞きしたのですが、面接のほうは、そのまま５月９日でいくということでよろしいですか。はい、そうです。生涯学習スポーツ課でございます。生涯学習スポーツ課の行事予定としまして、５月１０日金曜日でございますが朝９時から、皇學館高校吹奏楽部のコンサートチケットの販売を開始いたします。これは、例年、行っておるもので、ワンコインコンサート１枚５００円ということで開催は６月１日となっているふうなことで、阿児アリーナ、また各支所での販売となっております。続きまして、５月１４日火曜日、夜７時から９時までというようなことで、志摩市文化協会平成３１年度役員会が、この志摩市役所の３０２会議室で開催されます。続きまして、５月２２日火曜日、午後７時から午後９時までというふうなことで、志摩市スポーツ少年団の総会が志摩市役所４０１会議室で開催されます。以上です。総合教育センターです。７２ページになります。まず、４月２４日水曜日ですけれども、こちらのほうが小学校英語出前授業、浜島小学校ということで、センターの研修事業の一環でして、小学校英語、重点研修という位置づけになるのですけれども、小学校の校内の先生方を対象に出前授業研修を行うということでございます。４月２４日、４年生、５年生、１時間ずつ授業を行う予定をしております。それから、４月２６日金曜日ですけれども、１３時３０分から１６時４０分まで。先ほど、委嘱の報告をいたしました、第１回学力向上検討委員会のほうが、伊勢庁舎の方で開催されますので、委員につきましては、そちらのほうに出席します。以上です。国体推進室です。国体推進室の行事予定につきましては、５月１７日金曜日に、国体市町連絡調整会議のほうが、津市の県庁周辺の県の施設のほうで開催されます。予定の方は、以上でございます。事務局。教育総務課です。済みません、先ほど、行事予定のほうで１点漏れておりましたので、連休明けの５月７日の日に臨時議会が開かれる予定でして、その際、教育長の人事案件が提出される予定です。同日、議会のほうで同意を得られましたら、翌８日の午前１０時から臨時教育委員会を開催予定ですのでよろしくお願いします。以上です。ここで一括して、今までの各課からの報告に対して、質疑を行います。何かありましたら、どうぞ。もう一点、よろしいですか。総合教育センターのほう、文字がゴシック体になっていますが違いますので、訂正させていただきます。その部分につきまして、国体推進室も同じで、特に、委員さんの出席のほうを求めているわけではございません。失礼しました。委員。浜島小学校４年、５年生の小学校英語出前授業は、校内研修になっていますけれども、どなたがお見えになって、どのような感じで計画をされているのですか。もし、わかっておればお願いします。事務局。校内の先生方を対象にやらせていただくのですけれども、講師につきましては、外部で現在ＡＬＴの授業を委託しています、インタラックという会社がございますけれども、そちらのほうから出していただくことになります。ＡＬＴの会社からということなんですね。ありがとうございます。他に、よろしいですか。事務局もよろしいですか。（「はい」という者あり）それではその他協議・報告案件についてを終わります。以上で本日の日程は全て終了しました。次回の教育定例会は、５月２０日月曜日、午前９時から４０５会議室で行います。以上で平成３１年第４回定例教育委員会を閉会します。本日の会議を記録し、署名する。　　職務代理者　　委　　　　　員 |
|  |  |